

## 岩倉市敬老金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多年にわたり社会に貢献してきた高齢者に対して敬老の意を表し、併せて福祉の増進を図るため、敬老金を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(受給資格者)

第2条 この要綱において年齢は、敬老金を支給する日の属する年の12月31日現在の満年齢とする。

2 敬老金は、9月1日現在（以下「支給基準日」という。）岩倉市に住所を有する80歳・88歳・99歳・100歳以上の者に支給する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この項本文の年齢の者に対し支給基準日前に敬老金を支給することができる。

(敬老金の額)

第3条 敬老金の額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- |            |         |
|------------|---------|
| (1) 80歳    | 5,000円  |
| (2) 88歳    | 10,000円 |
| (3) 99歳    | 15,000円 |
| (4) 100歳以上 | 20,000円 |

(支給の時期及び方法)

第4条 敬老金は、原則として支給基準日以降に支給する。ただし、居宅訪問対象者に対しては、市長又はその代理者が家庭訪問し、直接支給することができる。

2 支給基準日前に敬老金を支給した場合で、受給者が支給を受けた日から支給基準日の前日までの間に死亡したときは、当該受給者は、支給基準日現在存命していた者とみなす。

3 支給日前に対象者が死亡したときは、遺族に支給するものとする。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別

に定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和56年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。